

# 2019年2月定例県議会 総括質問

2019年3月18日

日本共産党 吉田英策県議

日本共産党共産党の吉田県議です。通告に従い質問をさせていただきます。

## 一、福島第二原発の廃炉について

### 吉田県議

まず知事に質問をいたします。福島第二原発の廃炉についてです。

2011年の福島第一原発事故以来、県民は第一原発の廃炉はもちろん、第二原発の廃炉を一貫して求めてまいりました。これはオール福島の声です。東京電力は昨年6月福島第二原発の廃炉の検討を表明するとしましたが、正式決定には至っていません。国に対して知事が行う第二原発の廃炉の要請に対しても東電に話をしておく。廃炉については、まるで東電任せで、国に廃炉の意思があるのかが見えてきません。そこで知事は経済産業大臣と面談した際、福島第二原発の廃炉に関する国の意向をどのように受け止めているのかお聞きします。

### 内堀雅雄知事

お答えいたします。

東京電力福島第二原発の廃炉につきましてはこれまで国及び東京電力に対し様々な機会において繰り返し求めて参りました。昨年11月、国への緊急要望の場等において私から経済産業大臣に対し福島第二原発の廃炉について重ねて要請を行った際大臣から東京電力に話をしていくとの回答をいただいているところであり、国としても本県の要請を受け止めているものと認識しております。

### 吉田県議

再度お聞きしたいと思うんですけど、国は、安倍首相は東電が事業者として責任をもって廃炉を早期に決定し、廃炉作業をするように強く促したい、こういうふうに述べていて、東電任せという姿勢がはっきりしていると思うんです。国策ですので、第二原発の廃炉は国が決意を持って進めることが何よりも大事だと思っています。

そういう点で知事は、国の意向をどういうふうに受け止めているのか、もう一度お聞きしたいと思います。

### **内堀雅雄知事**

私は副知事就任以来、様々な機会において国及び東京電力に対し、県内原発の全基廃炉を繰り返し求めて参りました。引き続き、県民の強い思いである県内原発全基廃炉の実現に向け福島県知事として私が先頭に立ち、あらゆる機会をとらえて国及び東京電力に対し強く求めてあります。

### **吉田県議**

第二原発の廃炉については国がきちんと決断をする、これが一番大事なことだというふうに思います。第二原発の廃炉は知事が先頭に立って国に話をするだけでは進まないというのがこの間の事実で明らかだと思います。我が党の代表質問でも県民の総意を示すあり方を検討すべきということをお県にも質問をさせていただきました。様々な機会を捉えて廃炉を求めて行くとした知事はお答えになりませんが、これでは結局、廃炉の正式決定が進まないというのがこの8年間の経緯ではないでしょうか。

福島第二原発の廃炉に向け、県民の総意を示す方法を検討すべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

### **企画調整部長**

東京電力福島第二原発の廃炉につきましては、これまで国及び東京電力に対して繰り返し求めてきており、本年1月にも知事から東京電力の社長に対し、まずは廃炉を正式に決定するよう改めて求めたところでもあります。引き続き、国及び東京電力に対し様々な機会をとらえ県内原発の全基廃炉を求めてもあります。

### **吉田県議**

もう一度質問させていただきます。

何回質問してもですね、繰り返し説明を求めていくと。これがずっと8年間繰り返してきたわけです。それでも第二原発の廃炉は、現時点でも正式決定を東電はしないわけですね。ですから繰り返し求めるだけでは足りないのではないかというふうに私は思っています。県民の命や財産を守るのは県の当然の責任です。

より強力にあの東京電力に決断を促すためにも、県民の総意、これを示す方法が必要ではないかというふうに思いますがもう一度県のお考えをお示してください。

#### 企画調整調整部長

福島第二原発の廃炉につきましては、国及び東京電力に対して繰り返し求めてきたところであります。これまで県議会において、県内原発の全基廃炉を求める意見書が可決されたことも踏まえ、引き続き、県民の強い思いである県内原発の全基廃炉の実現に向け、国及び東京電力に対し様々な機会を捉えて求めて参ります。

#### 吉田県議

同じ答弁の繰り返しというのは非常に残念な思いです。

## 二、原発の地震対策について

#### 吉田県議

次に移ります。原発の地震対策についてです。

政府の地震調査委員会は、今後 30 年以内に日本海溝沿いで発生が予想される地震の長期評価を更新をいたしました。この審査会でも委員の何人かがこれを発言しておりますが、福島県沖はマグニチュード 7 から 7.5 の発生確率が、10%程度から 50%程度に引き上げられました。

調査委員会の平田委員長は「東日本大震災があったので、しばらくは大きな地震はおきないとは考えないで欲しい」と。可能性はあると言っています。マグニチュード 8 程度の地震が起きる可能性は依然として高いと、警告を呼びかけています。

東京電力は、東日本大震災時の津波襲来の高さが 15 M にも達しているにもかかわらず、昨年発表した防潮堤の高さは海拔 11 M にしか達していません。

東京電力に対して東日本大震災の津波を想定した津波の防潮堤の高さ設置をするよう求めるべきと思いますが県の考えをお聞きします。

#### 危機管理部長

福島第一原発では、切迫性の高いとされる千島海溝地震による津波への早期の対策として、サブドレン等の重要設備の被害軽減を目的に防潮堤の設置が予定をされております。さらに、東日本大震災を超える津波対策として、電源車の配置など燃料冷却機能等

の信頼性向上の対策が講じられており、引き続き、こうした対策が着実に実施されるようしっかりと確認してまいります。

#### **吉田県議**

東京電力は津波対策として気密性を強調しております。しかし防潮堤の高さは依然として 11 M という点を崩しておりません。こうした長期の地震評価を考えてみましても、やはり 8 年前の地震時の津波を想定した防潮堤の高さが必要だというふうに思います。そういう点で 15 M 以上ですね、防潮堤の高さを引き続き求めていく、このことが必要だと思うんですけどももう一度お考えをお聞きします。

#### **危機管理部長**

津波対策と致しましては、まずは切迫性の高いとされる千島海溝地震に対応した防潮堤を早期に設置するとしており、さらに燃料の冷却機能や注水機能の維持、建屋開口部の閉塞など重層的な対策を講じることとしております。県といたしましたは、引き続き、これらの対策が着実に実施されるようしっかりと確認して参ります。

#### **吉田県議**

これから廃炉まで、長期にわたる廃炉作業が続きます。第二、第一原発の安全性を求めるといことは本当に大事なことだと思います。ところが様々な事象トラブルが発生しているのが現実だと思っています。使用済み燃料の取り出しや排気筒の解体作業において地震等の災害も想定した安全対策をとるよう、東京電力に厳しく求めるべきだと思いますが県の考えをお聞かせください。

#### **危機管理部長**

福島第一原発で今後予定されている 3 号機の使用済み燃料取り出しや、廃棄等の解体作業において地震等が発生した場合の対策につきましては、速やかに作業を中断し、安全を確保するなどの対応手順を定め、訓練も行われております。県といたしましたは、こうした安全対策の内容を引き続きしっかりと確認してまいります。

### **三、賠償指針の見直しについて**

#### **吉田県議**

次に賠償指針の見直しについてお聞きをいたします。

東電は新総合特別計画の中で3つの誓いを立てて原子力損害賠償紛争解決センター和解仲案の尊重を掲げています。しかし実態は和解案を拒否し続けています。東電が和解案を拒否する理由は賠償指針との乖離です。原子力損害賠償指針はあくまでも最低基準を示したものですが、東電はこれを最大の基準とみなしているからで、基準を超える賠償はしないというのが東京電力の態度です。

そこで原子力損害賠償紛争解決センターの和解案への東京電力の対応について県の認識をお聞きします。

### 原子力損害対策担当理事

紛争解決センターの和解仲介につきましても、個別の事情による損害の円滑な賠償に極めて重要であることから、東京電力においては、原発事故の原因者としての自覚を持って和解案を積極的に受け入れるべきであると考えております。

### 吉田県議

受け入れることは当然のことだと思います。

東海原発の再稼働のために東京電力が1,900億円も支援をするというそういう報道もあります。一方では再稼働のために1,900億円を支出すると。片一方では県民のこうした切実な要求は切り捨てる。こんな態度は許せるものではないと思います。もう一度そうした東電の対応についての認識をもう一度お聞かせください。

### 原子力損害対策担当理事

先ほど委員からもご指摘ございましたが、東京電力は自らの事業計画に掲げます和解仲介案の尊重というものをですね、遵守いたしまして、被害者からの賠償請求を真摯に受け止めて誠実に対応すべきであるというふうに考えます。

### 吉田県議

パネルをちょっと作ってまいりました。

毎日新聞が県内33市町村長アンケートを行った結果をパネルにしたのですが、85%の市町村長が賠償指針の見直しが必要だと回答しています。指針の賠償額は被害の実態に合っていないというのが、市町村長の答えです。

もう一つパネルを見ていただきたいと思います。このパネルは今年2月までに出された8つの原発裁判での判決を示したものです。国の責任を求めた6つの裁判のうち5つで責任を認める結果になっています。そして指針を上回る追加賠償を認めています。

ADR 和解案でも指針を超える和解案が掲示されるなど、指針の基準では被害に対応できない実態が、これでも明らかになっているのではないかと思います。

県は、個別の実態に応じた賠償を求めるということではなくて、被災者救済のために賠償の指針の見直しを国に求めるべきと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

### 原子力損害対策担当理事

賠償の指針につきましては、これまでも原子炉損害賠償紛争審査会に対し、本県の被害の実態をしっかりと把握するとともに、適時適切に見直すよう求めてきたところでございます。その結果、審査会委員による現地調査や、地元の市町村長との意見交換等が実施されているところであり、今後本県の現状を把握した上で指針の見直しが適切に行われるよう取り組んで参ります。

### 吉田県議

県民との責任において、県はきちんと指針の見直しを国に求めていくことが必要だと思いますので、引き続きですね、お願いしたいと思います。

## 四、再生可能エネルギーについて

### 吉田県議

次に再生可能エネルギーについてお聞きをしたいと思います。

いわき市遠野町に建設が予定されている三大明神風力発電事業と、遠野風力発電事業について、地元の住民から建設の中止が求められています。「遠野風力発電事業環境影響評価方法書」に対する知事の意見は、「周辺への重大な環境影響を回避できない場合は、事業計画の中止を含めた抜本的な見直しを検討すること」と、厳しい意見をつけています。

2つの風力発電事業は隣同士であり、危険は同じだと思います。国土交通省のハザードマップは、この地域を土石流危険渓流にして、土石流の発生のおそれがある地域としています。土石流危険渓流とはどのような危険がある場所なのか、お尋ねしたいと思います。

## 土木部長

土石流危険渓流とは、土石流が発生する可能性があり、沈下等に被害が生じるおそれのある渓流であります。

## 吉田県議

今お答えの通り、やはり土石流の発生するおそれのある地域だということであります。こういう地域に、風車である巨大構造物を作る。そのための巨大な運搬用搬入量用道路を作ることは、危険を増す以外に何ものでもないと思います。この地域は不適切地域だと言わなければならないと思います。県は地元の理解が必要だとしていますが、これ当然であります。住民が集めた建設反対の署名は8割の世帯、人口の6割に達していますが、この数字は住民の総意は反対と見るべきだと思います。

住民合意のない風力発電の事業計画の中止を求めるべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

## 企画調整部長

風力発電の事業計画につきましては、関係法令に基づく手続きはもとより、地元住民への説明等の対応についても、事業者が適切に行うべきものと考えております。

県といたしましては、国の事業計画策定ガイドラインの趣旨も十分に踏まえ、地元住民に丁寧に説明し誠実に対応するよう、引き続き国や市町村と連携しながら事業者への助言、指導に努めてまいります。

## 吉田県議

署名が8割の世帯で反対、人口の6割が反対、こうしたことを考えれば、住民の総意はこの建設計画には反対だというふうに思います。

住民合意のない事業には中止を求めるべきだと思うんですけども、もう一度お考えをお聞かせください。

## 企画調整部長

地元の理解につきましては、再生可能エネルギー事業推進していく上で重要であると考えております。県といたしましては、引き続き、国の事業計画ガイドラインに基づき

地元住民に丁寧に説明し、事業内容について十分な理解を得られるよう、国や市町村と連携しながら事業者に対して助言指導してまいります。

#### 吉田県議

署名の数や住民の総意は、この発電計画が不適切だと思っているわけです。県の「再生可能エネルギーアクションプラン」の見直しが今行われています。引き続き、地域主導の理念が織り込まれています。しかし、地域主導と言いながら県外大手企業が主です。

太陽光発電の導入実績でも1 MW以上のメガソーラーの比率が多くなっています。地域指導の観点に立ち、県民や県内企業による再生可能エネルギー導入を促進すべきと思いますけれども、県の考えをお聞かせください。

#### 企画調整部長

県民や県内企業による再生可能エネルギーの導入促進につきましては、県民に身近で導入が比較的容易である住宅用太陽光発電設備の導入支援や、発電事業への補助制度において、県内企業等から一定の出資等を求める仕組みの導入、事業化支援セミナーの開催などに取り組んでいるところであります。

引き続き、地域主導の再生可能エネルギーの更なる推進に取り組んで参ります。

#### 吉田県議

地域主導と言いつつも実態はそうなくっていないのではないかと思います。

再生可能エネルギーの導入において、住民と共存でき、利益が地域に還元されることが本当に重要だと思います。大規模になれば環境破壊につながる可能性が大きくなります。住民参加になれば地域の環境を守ることが優先される、そういう事業になると思います。

再生可能エネルギーの導入にあたっては、住民合意を前提にして、地域への利益還元を推進するルールを制定すべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

#### 企画調整部長

再生可能エネルギーの導入につきましては、地元の理解のもと環境影響評価の手続きなど、関係法令等に基づき適正に事業がなされるよう、国や市町村等と連携しながら助言・指導に努めております。また、引き続き、アクションプランに基づき、県内企業や

県民参加による導入促進、売電収益を活用した地域貢献の仕組みに基づく取り組みなどを進めてまいります。

#### 吉田県議

推進するためにはルールが必要だと思います。

数値目標を達成するために、それいけどんどんで進めたら、環境を破壊し、県民の利益を阻害することは、はっきりとしていると思います。

県が再生可能エネルギー先駆けの地を掲げて推進するのであれば、やはりきちんとしたルール、これを作るべきだと思いますけれども、もう一度お答えください。

#### 企画調整部長

再生可能エネルギーの推進につきましては、住民の理解のもと地域が主役の事業を進め、地域の活性化につなげていくことが重要であり、県内企業や県民の参加による導入促進、売電収益を活用した地域貢献の仕組みの導入などを、アクションプランの柱として取り組んできたところであります。引き続き、こうした行動計画に基づき再生可能エネルギー導入を推進してまいります。

## 五、国保税について

#### 吉田県議

次に、国保税についてお聞きをいたします。

高すぎる国保が大きな問題になっています。現行の国保制度がスタートした当初は、政府は被保険者に低所得者が多いこと、事業主負担がないことなど、国が相当負担する必要があるということを認めていました。

ところが1984年から、国庫負担を抑制し続けています。国保加入者の構成も、かつては7割が農林水産業・自営業者でした。しかし、今では8割が無職、非正規雇用に置き換わっています。県内の労働者に当てはめて計算すると、30代で妻と子供が扶養の報酬月収20万円、年収240万円の保険料を比べてみますと、協会健保は11万7,480円。国保税は18万3,400円と1.56倍にもなります。

オレンジ収入にもかかわらず、加入する医療保険制度の違いで保険料に差が生じるのは不公平だと思いますが、県の認識をお聞きします。

## 保健福祉部長

加入する医療保険制度の違いによる保険料の差につきましては、被保険者の保険料負担における医療保険制度間の公平を図るべく、国民健康保険制度について国の定率負担割合の引き上げなど、様々な財政支援の方策を講じるよう、全国知事会を通して国に要望しております。

## 吉田県議

県も、加入する医療保険の違いによつての負担の違いは、やはり不公平だというふうにお考えなのか、もう一度お答えください。

## 保健福祉部長

医療保険制度の制度間の公平を保つということは、極めて重要であると考えております。

## 吉田県議

この制度がですね、不公平な制度だと。加入する医療保険によつて、負担する割合が違うというのは不公平だとう、そういう前提に立たないと、なかなか改善策が出てこないのではないかと私はそう思っています。

高すぎるため国税が払えない、2017年度の県内の差押さえ件数は1万3,224世帯に達して、大きな問題だと思います。国税徴収法では、生活を著しく窮迫させるおそれのある場合は、差し押さえは出来ないとしています。給与・年金の生計費相当分、児童手当などの福祉給付金は、差し押さえを禁止しています。

県は国税徴収法の趣旨を徹底し、機械的な差押えを行わないよう、市町村に周知すべきと思いますが、県のお考えをお聞かせください。

## 保健福祉部長

差し押さえにつきましては、生活保護法による生活扶助費相当分などの差押禁止事項が国税徴収法に規定されていることを踏まえまして、法令遵守の上、滞納者の実情を十分に把握し、適正な差押えを行うよう市町村に周知しております。

## 吉田県議

国税徴収法でも、給与年金の生計相当分や児童手当の差押えはできないと、そういう立場です。ですから本当にいま差押えというのは、生活を圧迫することになります。

適正な差押えというお話だったと思うんですけども、その差押え自体控えるべきだと、そういうことを県が市町村を指導するべきだと思いますが、もう一度お考えをお聞かせください。

### 保健福祉部長

お答えいたします。

滞納者の実情を十分に把握した上で、一律、機械的な差押えがなされることのないように指導して参りたいと考えております。

### 吉田県議

来年度の国保事業で県が行った市町村の納付金算定額は、一人当たりの国保税は、今年度比で平均 6,000 円引き上げることになります。これは生活をますます圧迫するものになるのではないのでしょうか。

国保被保険者や市町村の負担軽減のため、県が独自の支援を行い国保税の引き上げを抑制すべきと思いますが、県のお考えをお聞かせください。

### 保健福祉部長

国保税の引き上げの抑制につきましては、急激な上昇が生じる市町村に対しましては、市町村と協議して決めました福島県国民健康保険運営方針に基づき、激変緩和措置を行うことにより、可能な限り国保税の上昇を抑えることとしております。

### 吉田県議

市町村でも一般会計からの繰入ができるというのはあります。

県がですね、市長村への支援ということを考えれば、県が財政負担をするということも私は考えられるのではないかというふうに思っています。

県内すべてで、高すぎる国保税を引き下げる。今度の算定でも 6,000 円の引き上げになるわけですから、それを抑えるためにも、県が財政的なものも含めてですね、市町村への支援を行うことが必要だと思いますが、もう一度お考えをお聞かせください。

## 保健福祉部長

委員ご指摘の 6,000 円の引き上げというのは、これは機械的に本算定の中でお示しをした金額でございます、これまた委員ご指摘の通り、それぞれの市町村、保険者としての市町村がどのような財政負担をするかというのが、この後、国保税、実際どの程度の額になるかというところで反映されてまいります。

県といたしましては、繰り返しになりますが、市町村とあらかじめ協議をして定めております、福島県国民健康保険運営方針に基づきまして、激変緩和措置を講じているところでございます。

## 吉田県議

もう一つは、国保税の均等割の件ですが、子どもにかかる国保税の均等割、これを国に廃止を求めるべきと思いますけれども、県のお考えをお示してください。

## 保健福祉部長

子どもにかかる国保税の均等割につきましては、昨年 7 月に医療保険制度間の公平を図るべく軽減措置の導入について、全国知事会を通して要望しております。今後とも、全国知事会と連携して対応してまいります。

## 吉田県議

均等割りの廃止については、県内では南相馬市がすでに実施をしております。

白河市もこれから始めるというふうになっています。市町村が既に先行してやられています。県が廃止の立場に立つというのが必要だと思っています。

知事会で求めるというのは当然の立場ですが、県がですね、率先して均等割の廃止を掲げていくというのがもっとも大事だと思うんですけども、もう一度お考えをお示してください。

## 保健福祉部長

国保制度という全国的に統一された制度にございますので、都道府県、足並みを合わせて要望していくという観点からも、全国知事会を通して、今後とも要望して参りたいと考えております。

## 吉田県議

国に対して要望を強めて頂きたいと思います。

## 六、無料低額診療について

### 吉田県議

次に無料低額診療についてお聞きをいたします。

低所得者などに医療機関が無料、または低額な料金によって診療を行う事業が無料低額診療です。低所得者、要保護者、ホームレス、DV 被害者などの生活困窮者が無料低額診療の対象になります。生計困難者が経済的な理由により、必要な医療を受ける機会を制限されることのないように、無料又は低額の料金で診療を行うことが私は必要だと思っています。

昨年度中に、県内の医療機関で無料低額診療事業を利用した人数をお尋ねいたします。

### 保健福祉部長

昨年度中に無料低額診療事業を利用した人数は、11 医療機関で延べ 16 万 9,370 人となっております。

### 吉田県議

この数は少なくない、逆に言えば本当に多い数だと思います。

また、この制度を利用した数が約 16 万人ということですから、それに周りにはですね、もっとこの制度を必要とする方がいるというふうに見ることが必要だと思います。

様々な理由で医療を受けられない、また、制限・抑制せざるを得ない。こうした方々を救済するそういう医療機関の努力を、きちんと評価することが私は大事だと思います。

無料低額診療を実施する医療機関と連携して、事業の周知を行うべきと思いますが、県の考えをお聞かせください。

### 保健福祉部長

無料低額診療につきましては、県のホームページに事業の趣旨及び県内の実施医療機関名、さらには申し込み方法や、減免基準が医療機関によって異なるため、利用にあたっては、医療機関に問い合わせさせていただきたい旨を掲載し、周知をしているところであります。

## 七、県立高等学校改革について

### 吉田県議

次に、高校県立高等学校の改革についてお聞きいたします。

今回発表した前期実施計画では、今後 5 年間で全日制 88 校から 74 校に、定時制通信制 8 校から 7 校に統廃合するものです。主に小規模の 3 クラス以下の高校を対象にした統廃合ですが、地域の高校は地域文化の拠点でもあります。また、生徒がバスを利用することで地域の交通機関が維持されるということもあります。基本計画策定時に、高校を「存続してほしい」という声は様々な意見が寄せられていると思います。

県教育委員会は、県立高等学校改革前期実施計画に県民の意見をどのように反映したのかお聞き致します。

### 教育長

県立高等学校改革計画につきましては、パブリックコメントに加え、県内 7 地域において教育校長会を開催し、3 学級以下の学校は統合を推進するなどとした、基本計画の素案に対して、県民の皆様からご意見を頂いたところであります。前期実施計画につきましては、この基本計画を踏まえ各高等学校の具体的な方向性を示したものであります。

### 吉田県議

いろいろな意見を聞いたとおっしゃいましたが、例えば、いわき市の湯本高等学校と遠野高等学校の統合ですが、遠野地区の行政嘱託員、まちづくり振興協議会、高校同窓会、PTA 部活動後援会が存続を求めて意見をあげています。

中山間地に住む子どもたちの教育機会の創出、生徒や教員の通勤・通学などによって生まれる人的交流が絶たれてしまう。生徒と地区民の絆がなくなってしまうということを理由にして反対を掲げています。この二つの高校は、離的には 10 km 以上も離れています。遠野地域は一つの経済地域文化を形成する地域です。ですから遠野高等学校は実質廃校ということになってしまうわけです。

遠野高等学校を存続すべきと思いますが、県教育委員会の考えをお聞かせください。

### 教育長

遠野高等学校につきましては1学年2学級規模の学校であることから、湯本高等学校と統合し、これまでの両校の学びを継承するとともに、地域の伝統や文化を生かした探究的な学習や、地域と連携した多様な学習内容などにより、生徒の学習ニーズや幅広い進路希望に対応して参りたいと考えております。

#### 吉田県議

地域的な連携とおっしゃいましたけれども、距離が本当に離れていて実質の廃校ということになりかねません。県教育委員会は統合にあたって、関係市町村、地域住民、同窓会、保護者代表、中学校関係者からなる高等学校改革懇談会を開いて、統廃合の主旨や改革の方向性について丁寧に説明するとしています。説明だけではなく様々な意見を聞いて改革に反映させなければならないと思います。

県立高等学校改革を進めるにあたり地域の意見を反映させるべきと思いますが、県教育委員会の考えをお聞かせください。

#### 教育長

県立高等学校改革にあたっての地域の意見につきましては、今後、地域住民、同窓会、保護者などの学校関係者からなる懇談会を開催することとしており、地域の方々に改革の方向性を丁寧に説明してご理解を求めるとともに、ご意見を伺いながら魅力ある学校づくりを推進してまいります。

#### 吉田県議

説明は尽くすと。丁寧な説明は尽くすということはおっしゃるんですけども、出された意見を改革に反映すると。例えば、中止という意見が出た場合にですね、どういふふうに改革に反映するのか、それがはっきりしないと云々を言えません。それを一般的には、説明ではなくて「押し付け」ということだろうと私は思います。計画は市町村や地域学校関係者の協力がやはり不可欠です。

地域の意見を反映させ、見直しもあり得ることは当然のことだと思いますが、再度、教育長のお考えをお聞かせください。

#### 教育長

関係する地域住民の皆様方に対しましては、繰り返して丁寧にご説明を申し上げ、ご意見を頂戴しながら、理解を得られるよう努めてまいります。

## 吉田県議

ぜひ意見の反映をですね、お願いしたいと思います。

また今回の実施計画では高校を「進学指導拠点校」「進学指導重点校」などの6つの学校群に分ける計画です。これは選別、序列化以外の何ものもないと私は思います。そして学校間格差をさらに広げるものになります。

「拠点校」で実施する単位制の高校は、定められた単位を取得すれば卒業が認められる教育課程であり、受験予備校的な性格を一層強くするものではないでしょうか。

社会が求める教育は人格の完成です。学校間格差を助長し、中学卒業時から将来の進路を決定づけることは、公教育の本質を変質させることになります。

県立高等学校を改革において6つの学校群を設けるべきではないと思いますが、県の考えをお聞きします。

## 教育長

6つの学校群につきましては求められる使命や、育てたい生徒像を明確にし、社会の変化に対応した魅力ある教育環境づくりを進めることが重要であることから、全ての県立高等学校を6つの学校群に位置付けることにより、各校の役割を明確にし、特色ある学校づくりに取り組んで参る考えであります。

## 吉田県議

これは学校間の格差を助長して、小規模校の志願者離れをいっそう激しくするもの以外の何ものでもないと思います。こうした6つの学校群の再編はやるべきではないという事を申し述べたいと思います。

## 八、民間企業が発行する新聞の配布について

### 吉田県議

次に、県教育委員会が学校長を通して配布をした民間企業の新聞の配布についてお聞きをしたいと思います。

県教育委員会が学校長を通して、保護者に「リビング小学生新聞てとて2号」を配布したことは、行政の公平性という点でも問題だと思います。同新聞は、広告収入で発行することを目的とする営利の民間の新聞です。新聞の内容が県教育委員会の取材であっても、配布については同新聞が独自に行うべきものです。

新聞題字には「協力・福島県教育委員会」とあり、県教委が直接、各学校の校長に対して事務連絡という、事実上の指示文章を出して配布させることは異常だと思います。行政の公平性から言っても問題です。

民間企業の発行する新聞について、学校を通して保護者会へ配布することに県教育委員会が協力した理由をお尋ねしたいと思います。

### 教育長

民間企業の発行する新聞の配布に県教育委員会が協力した理由につきましては、取材を受けた新聞の掲載記事の内容が新たな学力調査や家庭学習、体力向上などであり、教育施策に対する理解の促進や家庭教育の充実等に繋がるものと判断したためであります。

### 吉田県議

リビング小学生新聞は広告収入で運営する新聞です。配布部数が多ければ多いほど企業広告が集まるという、そういう性格があります。校長への指示文書までつけて配布を指示して、児童を通して保護者に配布することは、企業への便宜を図ることになりはしないでしょうか。行政の公平性という点からは問題だと私は思います。

民間企業が発行する新聞の配布に、行政が協力することは公平性を欠くことになると思うんですが、県教育委員会の考えをお聞きします。

### 教育長

民間企業が発行する新聞の配布に行政が協力することにつきましては、掲載記事の内容を確認の上、その効果等を踏まえて判断しているところであります。

### 吉田県議

「てとて2号」はタブロイド版12ページだけですが、7割近くが企業広告です。学校という行政機関を使って企業広告満載の新聞を配布するという事になったわけで

す。しかも期限を決めて配布させているわけです。広告掲載の新聞を配布することが目的だと言われても仕方のないものだと私は思います。

明らかに行政の中立性・公平性を欠くもので、民間企業が発行する新聞の配布に、行政が協力すべきではないと思うんですけれども、教育長のお考えをお聞かせください。

#### **教育長**

広告が掲載されている民間の新聞といえども、内容的にですね、例えば政治的なもの、あるいは宗教的な偏りといったことがなくてですね、教育委員会が県民に理解を求めたい教育施策について、十分適切に掲載されていると判断したため、その配布に協力をしたところですよ。

#### **吉田県議**

県教育委員会が施策を保護者に伝える手段は様々あると思います。

県が独自に出している教育ニュースもその一つだと思います。そういう手段で保護者へ訴えることは十分可能だと思うんです。ただ、この「てとて」の新聞の性格上ですね、広告が本当に7割もある新聞です。民間の新聞ですから、部数が多ければ多いほど広告主が集まるという、そういう性格があるわけです。

これを学校機関連して、校長への指示を出して配布することは、行政の中立性を損なうものではないか。ですから、もうやめるべきではないかと思うんですが、いかがでしょう。

#### **教育長**

民間の新聞といえどもですね、掲載内容が適切であれば、家庭、あるいは子どもさんに届く機会は、多ければ多いほど宜しいのではないかとというふうに考えておきまして、この新聞に限らずですね、主旨に沿うものであれば、配布していくということになるかと思っています。

#### **吉田県議**

こうした広告満載の新聞はですね、学校期間を通して配布すべきではないということをおし述べておきたいと思っています。

## 九、学校給食費の無償化について

### 吉田県議

その次に、学校給食費の無償化についてお聞きをしたいと思います。

県内では学校給食費への支援を行う市町村が今年度で 29 市町村、来年度はさらに田村市、白河市が増えて 31 の市町村で給食費の無料、または一部負担を実施することが明らかになりました。人口流出対策や、子育て支援、就学支援などいろいろ、理由は様々です。給食は食育であり、教育の一環として考えるべきです。保護者の負担軽減にも大きな役割を果たします。

県教育委員会は、学校給食費の無償化や一部負担をする市町村が増えていることについて、どのような認識をお持ちなのかをお聞きします。

### 教育長

市町村立小中学校における給食費につきましては、学校給食法において、保護者が負担することとされているところではありますが、給食費の無償化等については、学校の設置者である市町村がそれぞれの実情に応じた政策判断により実施しているものと認識しております。

### 吉田県議

これだけ市町村で給食費への支援、自己負担（の軽減）がですね、広がっていることに対して、市町村への敬意を表しながら、県がその支援を行うことが本当に大事なことだというふうに思っています。

市町村立小中学校の、給食費の無償化支援を県が行うべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

### 教育長

市町村立小中学校における給食費につきましては、学校給食法により保護者が負担することとされており、そのあり方は、学校の設置者である市町村が判断すべきものであります。

また、いわゆる要保護・準要保護及び被災児童生徒に対しては、保護者が負担する給食費への支援が行われていることから、県教育委員会による支援については困難であると考えております。

## 吉田県議

教育委員会への質問は、いつもこういう答弁なんですね。

学校給食法は、負担の分担を決めているだけで、保護者に給食費負担を義務付けているわけではありません。まして、市町村が行う無償化や、一部負担を支援することは、県の判断で出来るはずです。

日本一子育てしやすい福島県を目指すのであれば、無償化を支援することは当然だと思います。そのことを述べておきたいと思います。

## 十、河道掘削と樹木の伐採について

### 吉田県議

次に、河道掘削と樹木の伐採についてお聞きをいたします。

県の新年度予算で、河川の維持管理予算費用として、平成30年7月豪雨を踏まえ、土砂の撤去のための予算が計上されています。防災対策、環境美化などの河川流域の住民の要求には、答えるものにはなっておりません。私の地元であるいわき市内郷白水町の国宝・阿弥陀堂近くを流れる新川では、防災対策と環境対策として、土砂掘削と樹木の伐採が地元から要望されています。

県は、河道掘削と樹木の伐採を今後どのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

### 土木部長

河道掘削と樹木の伐採につきましては、新年度予算において市町村等からの要望なども踏まえて、約300箇所です工事を実施する予定であり、緊急性を考慮して取り組んで参ります。

### 吉田県議

ぜひ進めていただきたいと思いますが、まだまだ要望に十分応えられるものにはなっていないと思います。河道掘削と樹木の伐採に関する予算を増やすべきだと思うんですけども、考えをお聞かせください。

### 土木部長

河道掘削と樹木の伐採の予算につきましては、平成30年7月豪雨等を踏まえ、浸水被害から県民の安全で安心な生活を守るため、必要な予算の確保に努めて参る考えであります。

#### 吉田県議

ぜひですね、その予算の増額、これを進めていただきたいと思います。

### 十一、若者への住宅支援について

#### 吉田県議

最後になりますが、若者への住宅支援についてお聞きをしたいと思います。

若い世代や子育て世代では住宅確保が本当に深刻です。2014年にNPO法人が若者の住宅問題調査結果を発表いたしました。

年収200万円未満の8割近くが親との同居で、同居する理由は、家賃負担を軽減したい、自分で居住費を負担できない、これが半数を占めていると言われていています。また社宅に入居する女性は、30歳になったら退去しなければならない、転職を機に引っ越したら家賃は4倍。給料は上がったが、生活が苦しい、こういうふうに答えています。

所得の低い若者に対する新たな住宅セーフティネット制度が今進められていますが、それが普及しない理由についてお聞かせください。

#### 土木部長

新たな住宅セーフティネット制度が普及しない理由につきましては、制度が創設されてから1年余りであり、制度に対する賃貸人等の理解や、市町村における制度導入が進んでいないことなどによるものと考えております。

#### 吉田県議

いわき市では新年度、住まい政策課のもとで、不動産関係者や福祉関係団体を含む協議会を設置して、そこでの意見を踏まえて、制度への取り組み方針となる賃貸住宅供給促進計画を作成すると聞いています。公営住宅が足りない中で、民間住宅の家賃を助成することで、入居を促そうというものです。

住宅セーフティネット制度が全県に普及すよう取り組むべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

## 土木部長

住宅セーフティネット制度の全県への普及につきましては、県内各方部における賃貸人等に対する制度説明や、登録への協力要請、市町村に対する先進的な取り組みの情報提供や技術的助言など、今後とも様々な機会を捉えて普及促進に努めてまいります。

## 吉田県議

よろしく申し上げます。これで質問を終わります。

以上